

瑞穂町行政評価委員会 第2回補助金等審査分科会 次第

日時 平成21年12月10日(木)

午前9時～

場所 町民会館 第2会議室

1 開会

2 議題

(1) 補助金等審査

(審査事項)

- 2.1 審査 1 (仮称)瑞穂町住宅用環境配慮型機器購入費助成金について
- 2.1 審査 2 第68回国民体育大会瑞穂町実行委員会補助金について

(報告事項)

- 2.1 報告 1 通所サービス等利用促進事業補助金について
- 2.1 報告 2 新事業移行促進事業補助金について

(2) その他

資料 (事前配付)

- 資料1 : 瑞穂町行政評価委員会第2回補助金等審査分科会 審査・報告事項一覧
- 資料2 - 1 : (仮称)瑞穂町住宅用環境配慮型機器購入費助成金に係る審査書
- 資料2 - 2 : (仮称)瑞穂町住宅用環境配慮型機器購入費助成金交付要綱(案)
- 資料2 - 3 : 環境配慮型機器の補助金各市の状況
- 資料3 - 1 : 第68回国民体育大会瑞穂町実行委員会補助金に係る審査書
- 資料3 - 2 : 第68回国民体育大会瑞穂町実行委員会補助金交付要綱(案)
- 資料4 - 1 : 通所サービス等利用促進事業補助金に係る報告
- 資料4 - 2 : 瑞穂町通所サービス利用促進事業補助金交付要綱
- 資料4 - 3 : 瑞穂町通所サービス利用促進事業補助金交付要綱 新旧対照表
- 資料5 : 新事業移行促進事業補助金に係る報告

資料 (当日配付)

- 資料6 : 瑞穂町行政評価委員会補助金等審査分科会委員及び審査参与職員名簿

瑞穂町行政評価委員会 第 2 回補助金等審査分科会

審査・報告事項一覧

1 審査事項 (2 件)

番号	担当部署	補助金等名称	資料番号	備考
21 審査-1	住民生活部 生活環境課	(仮称)瑞穂町住宅用環境配慮 型機器購入費助成金	2 - 1	
			2 - 2	
			2 - 3	
21 審査-2	教育部 社会教育課	第 6 8 回国民体育大会瑞穂町 実行委員会補助金	3 - 1	
			3 - 2	

2 報告事項 (2 件)

番号	担当課	補助金等名称	資料番号	備考
21 報告-1	福祉保健部 福祉課	通所サービス等利用促進事業 補助金	4 - 1	
			4 - 2	
			4 - 3	
21 報告-2	福祉保健部 福祉課	新事業移行促進事業補助金	5	

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	(仮称)瑞穂町住宅用環境配慮型機器購入費助成金
担当部署	住民生活部 生活環境課 環境係
担当者名	橋本
補助対象	<p>次の(1)から(3)に掲げる要件をすべて満たす者</p> <p>(1)瑞穂町内において、自ら居住する住宅に新たに住宅用環境配慮型機器を設置した者又は新たに住宅用環境配慮型機器の設置された新築住宅を購入した者</p> <p>(2)納期の到来している住民税等を完納している者</p> <p>(3)設置した機器等が設置当時未使用のものであったこと</p>
規約等	(仮称)瑞穂町住宅用環境配慮型機器購入費助成金交付要綱(案)
事業概要	<p>環境に配慮した設備(二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器「エコキュート」、潜熱回収型ガス給湯器「エコジョーズ」、ガスエンジン給湯器「エコウィル」、高効率石油給湯器「エコフィール」、太陽光発電システムなど)を設置した町民に、その費用の一部を補助します。</p>
補助の必要性	<p>温暖化防止対策は地球規模の重要な課題であり、国においても温室効果ガスの中期的な削減目標を90年比25%削減と世界に向けて発表しました。国や東京都、周辺自治体においても住民に対しての環境に配慮した設備設置等への各種補助制度が行われています。</p> <p>そのような動向の中で、瑞穂町における温暖化防止対策への取り組みの一環として、住宅用環境配慮型機器を設置した町民に対して、その経費の一部を助成することにより、住民の環境へ配慮する意識の高揚と二酸化炭素排出量の削減を図ります。</p>

事業目標

助成金額は機器の購入費に対してのもので、助成金額は購入金額の10%とし、限度額を以下のように定めます。なお、対象機器については、太陽熱利用システムやペレットストーブなど、環境に配慮した機器が開発されていることから、今後は対象機器として拡大していく可能性があります。

予算要求額

二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	4万円×50件	= 2,000,000円
潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	2万円×40件	= 800,000円
ガスエンジン給湯器（エコウィル）	4万円×30件	= 1,200,000円
高効率石油給湯器（エコフィール）	2万円×50件	= 1,000,000円
太陽光発電システム	15万円×10件	= 1,500,000円
		計 6,500,000円

平成22年度より補助事業を開始し、効果を検証しながら平成24年度をもって事業を完了する予定です。

（国、東京都の住民向け補助制度の動向、住民の要望等を考慮し、対応していきます。）

その他

近隣市町村の同様事業実施状況

（実施）

福生市、青梅市、羽村市（羽村市は太陽エネルギー関係の設備への補助はしていない）武蔵村山市（太陽エネルギー関係の補助のみ）

（実施に向けて検討）

羽村市（太陽エネルギー関係の設備への補助金について）、日の出町

（未実施）

奥多摩町

住宅改修等補助金との対象機器の補助範囲について

（内容）本事業では機器の購入費に対して助成し、設置等に伴う工事に対しては住宅改修等補助金により対応することで、住民の機器導入の促進及び地元業者の支援という2つの施策を両立させます。

(仮称)瑞穂町住宅用環境配慮型機器購入費助成金交付要綱(案)

〔 平成 年 月 日 〕
〔 告示第 号 〕

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、住宅用環境配慮型機器を購入した者に対して、その経費の一部を予算の範囲内において助成することにより、住民の環境へ配慮する意識の高揚及び二酸化炭素排出量の削減に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住宅」とは、町の区域内(以下「町内」という。)に住所を有する者が自己の居住の用に供する町内に存する建物(延べ床面積の過半を居住の用に供する店舗等の併用住宅を含む。)をいう。

2 この要綱において「住宅用環境配慮型機器」とは、別表助成対象機器の欄に定める機器をいう。

(助成金の額等)

第3条 助成金の額は、別表助成対象機器の欄に掲げる機器に応じ、それぞれ同表助成金額の欄に定める額とする。

2 前項に規定する助成金の交付は、1世帯につき1回に限り、住宅用環境配慮型機器のうち一の機器に対して行うものとする。

(助成対象者)

第4条 この要綱による助成金の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 町内において、自ら居住する住宅に新たに住宅用環境配慮型機器を設置した者又は新たに住宅用環境配慮型機器の設置された新築住宅を購入した者

(2) 納期の到来している町税及び国民健康保険税(他の市町村(特別区を含む。))において徴収するものを含む。)を完納している者

(3) 設置した機器等が設置当時未使用のものであったこと

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者に対しては、助成金を交付しない。

(1) 販売の目的で住宅を建築(改築を含む。以下同じ。)する者。ただし、居住の目的で当該住宅を購入する者(以下「購入者」という。)がいる場合は、第5条第2項の規定により購入者に代わり手続をすることができる。

(2) 住宅を借りている者で、賃貸人等関係者の承諾又は同意が得られない者

(3) 集合住宅に居住する者

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、住宅用環境配慮型機器を設置し、又は住宅用環境配慮型機器が設置された新築住宅を購入した日の属する年度の3月31日までに瑞穂町住宅用環境配慮型機器購入費助成金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)及び添付書類を町長に提出しなければならない。ただし、申請期間内に助成金支払予定総額が当該年度の予算額を満たしたときは、その日を申請期限とする。

2 前項の場合において、機器等の設置業者等に申請等の手続を代行させる者は、前項に掲げる書類のほか手続代行者選任届(様式第2号)を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、交付申請書を受け付けたときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金を交付すると決定した者に瑞穂町住宅用環境配慮型機器購入費助成金交付決定通知書(様式第3号)により、交付しないと決定した者に対しては瑞穂町住宅用環境配慮型機器購入費助成金不交付決定通知書(様式第4号)によりそれぞれ通知する。

(助成金の請求)

第7条 助成金の交付決定を受けた者は、交付決定のあった日の属する年度の3月31日までに、住宅用環境配慮型機器設置費助成金交付請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(交付)

第 8 条 町長は、前条の規定により助成金の請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付を受けた者の協力)

第 9 条 町長は、助成金の交付を受けた者に対し、必要に応じて住宅用環境配慮型機器に関する資料の提供その他の協力を求めることができる。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則（平成 18 年規則第 11 号）の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成 25 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

助成対象機器	助成金額
<p>住宅用二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器 住宅用途に使用する二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器であって、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般地向け丸型一缶タイプについては、社団法人日本冷凍空調工業会の「JRA4050:2007R規格に基づく年間給湯効率(以下「年間給湯効率」という。))を一次エネルギー換算した値が1.1以上であること。 2 1以外については、年間給湯効率を一次エネルギー換算した値が1.0以上であること。 	<p>購入金額の100分の10に相当する額。ただし、算出した助成金の額が4万円を超えるときは、4万円とする。</p>
<p>住宅用潜熱回収型ガス給湯器 住宅用高効率石油給油器 住宅用途に供する部分において使用する定格給湯能力60号以下の潜熱を回収するための熱交換器を備えている給湯器であって日本工業規格(以下「JIS」という。))に基づく熱給湯効率が90%以上であること。</p>	<p>購入金額の100分の10に相当する額。ただし、算出した助成金の額が2万円を超えるときは、2万円とする。</p>
<p>住宅用ガスエンジン給湯器 住宅用途に供する部分において使用するガス発電給湯器であって、ガスエンジンユニットのJISに基づく発電及び排熱利用の総合効率が低位発熱量基準で80%以上であること及び貯湯ユニット(ガスエンジンの排熱を回収できる貯湯槽をいう。)の容量が120リットル以上であること。</p>	<p>購入金額の100分の10に相当する額。ただし、算出した助成金の額が4万円を超えるときは、4万円とする。</p>

<p>住宅用太陽光発電システム 財団法人電気安全環境研究所が行う太陽電池モジュールの認証を受けたものに限る。</p>	<p>5万円に当該補助対象機器の最大出力キロワット数を乗じて得た額。ただし、算出した助成金の額が15万円を超えるときは、15万円とする。</p>
--	--

備考

- 1 住宅用太陽光発電システムの助成金額の算定における最大出力キロワット数の値は、小数点以下第3位を切り捨てるものとする。
- 2 助成金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

様式第1号(表)(第5条関係)

年 月 日

瑞穂町長

瑞穂町

申請者 住 所 _____
 ふりがな _____
 氏 名 _____
 電話番号 _____

瑞穂町住宅用環境配慮型機器購入費助成金交付申請書

瑞穂町住宅用環境配慮型機器購入費助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

設置場所	瑞穂町	
設置日等	年 月 日	既存住宅に新たに機器を設置 機器が設置された住宅を購入(建替含む。)
交付申請する機器 (1件のみで囲み、必要事項を記入ください)	1 住宅用二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器 (限度額 40,000円)	4 住宅用高効率石油給湯器 (限度額 20,000円)
	2 住宅用潜熱回収型ガス給湯器 (限度額 20,000円)	5 住宅用太陽光発電システム 最大出力 _____ k w (1kw50,000円、限度額150,000円)
	3 住宅用ガスエンジン給湯器 (限度額 40,000円)	
設置機器の内容	メーカー名	形式
交付申請額	_____円	助成金額は、いずれも購入金額の10%とし、かつこ内は限度額です。 太陽光発電システムは50,000円×最大出力kWで計算します。
(添付書類)		
1 設置機器の保証書の写し 2 設置機器及び設置に係わる費用の領収書又は支払いを確認することができる書面の写し 3 設置機器の仕様が確認できる見積書又はカタログ等の写し 4 機器の設置状況を示す写真 5 住宅を購入(建替え)した場合、購入日等が確認できる書面の写し 6 太陽光発電システムは、電力会社との電力受給に関する契約書の写し 7 設置機器で、国又は都等の補助金交付決定通知書がある場合はその写し 8 手続代行者選任届(申請手続を他者に任せる場合。様式第2号) 9 住民票の写し、又は外国人登録原票記載事項証明書(注) 10 納期の到来している町税及び国民健康保険税の納税証明書(注) 11 その他町長が必要と認めるもの (注)9、10については下記の確認に同意する場合には、提出する必要はありません。 瑞穂町住宅用環境配慮型機器購入費助成金の交付申請手続に必要な範囲内で住民基本台帳の記録等及び納税状況について、町長が確認することに同意します。		
氏名 _____		

裏面に注意事項等がありますので、必ずご確認ください。

様式第1号(裏)

《注意事項》

- 1 助成金の対象となる住宅用環境配慮型機器等(以下「機器等」という。)は、平成22年4月1日以降に未使用の機器等を新たに設置したものです。ただし、住宅を購入した場合は、購入した日を基準日とします。
- 2 複数の機器等の助成金の交付申請はできません。機器等のうち1件のみ選択することができます。
- 3 住宅用太陽光発電システムの助成金額の算出については、最大出力のキロワット数の少数点以下第3位を切り捨てます。また、助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。
- 4 助成金の交付は、一世帯につき1回限りとし、毎年度の予算の範囲内で交付するものとします。
- 5 現地調査を行う場合があります。
- 6 助成金の交付を受けた方は、町から次の協力要請をすることがあります。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 機器等に関する資料提供(2) 町の環境関係施策に関する各種活動(3) その他町長が必要と認める事項 |
|---|

様式第2号(第5条関係)

手 続 代 行 者 選 任 届

手続代行者

(個人に委任する場合)

住 所 _____

ふりがな

氏 名 _____

連 絡 先 _____

(法人に委任する場合)

法 人 名 _____

ふりがな

代表者名 _____

ふりがな

担当者名 _____

連 絡 先 _____

私は、上記の者を手続代行者と定め、瑞穂町住宅用環境配慮型機器購入費助成金申請手続を委任します。

(あて先) 瑞穂町

年 月 日

委任者 住 所 _____

ふりがな

氏 名 _____

連 絡 先 _____

手続代行者選任届は、委任者が直筆で記入してください。

様

瑞穂町長



瑞穂町住宅用環境配慮型機器購入費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった瑞穂町住宅用環境配慮型機器購入費助成金について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

1 助成金の交付決定種別

助 成 対 象 機 器	
	住宅用二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器
	住宅用潜熱回収型ガス給湯器
	住宅用ガスエンジン給湯器
	住宅用高効率石油給湯器
	住宅用太陽光発電システム

2 助成金の交付決定額 _____ 円

3 交付の条件

- (1) 瑞穂町補助金等交付規則及び瑞穂町住宅用環境配慮型機器購入費助成金交付要綱を遵守すること。
- (2) 交付決定通知を受けた者は、交付決定のあった日の翌日から30日以内に、瑞穂町住宅用環境配慮型機器購入費助成金交付請求書(第5号様式)により町長に請求するものとする。

様式第4号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

瑞穂町長



瑞穂町住宅用環境配慮型機器購入費助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった瑞穂町住宅用環境配慮型機器購入費助成金について、次のとおり不交付とすることに決定したので通知します。

不交付決定の理由

年 月 日

瑞穂町長あて

瑞穂町

申請者 住 所 _____
ふりがな _____
氏 名 _____
電話番号 _____

瑞穂町住宅用環境配慮型機器購入費助成金交付請求書

年 月 日付け 第 号により助成金の交付決定を受けた瑞穂町住宅用環境配慮型機器購入費助成金について、次のとおり請求します。

記

1 助成金請求額 金 _____円

2 振込口座

振込先金融機関	銀行・信金 本店	
	信組・農協 支店	
	預金種目	1 普通 2 当座
	口座番号	
口座名義	フリガナ	
	(名義)	

ゆうちょ銀行を指定される場合、振込み専用の店名、貯金種目、口座番号が必要となります。また、店名は必ず漢数字でご記入ください。

環境配慮型機器の補助金各市の状況

	羽村市			福生市			青梅市			昭島市		
名称	環境にやさしい住宅用環境配慮型機器設置費助成金			福生市地球温暖化対策設備助成金制度			青梅市地球温暖化対策住宅用機器設置費補助金			昭島市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金		
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒートポンプ給湯器 40,000円 ・ガスエンジン給湯器 40,000円 ・潜熱回収型給湯器 20,000円 			<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム 150,000円 (最大出力1kwあたり5万円とし、最大3kwまで) ・太陽熱利用システム 自然循環式システムは15,000円 (最大出力1㎡5千円とし、最大3㎡まで) 強制循環式システムは30,000円 (最大出力1㎡1万円とし、最大3㎡まで) ・ヒートポンプ給湯器 50,000円 ・ガスエンジン給湯器 150,000円 ・潜熱回収型給湯器 20,000円 ・燃料電池 400,000円 ・ペレットストーブ 100,000円 (または設置費用の3分の1) 			<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム 150,000円 (または設置経費の2分の1) ・ガスエンジン給湯器 40,000円 (または設置経費の2分の1) ・ヒートポンプ給湯器 40,000円 (または設置経費の2分の1) ・潜熱回収型給湯器 20,000円 (または設置経費の2分の1) ・ペレットストーブ 50,000円 (または設置経費の2分の1) 			<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム 限度額100,000円 (3万円に最大出力kwを乗じた額) ・太陽熱利用システム 50,000円 ・太陽熱温水器 25,000円 ・ガスエンジン給湯器 30,000円 ・ヒートポンプ給湯器 30,000円 ・潜熱回収型給湯器 15,000円 		
制限等	申請時点で市内に1年以上住所を有している者。いずれか1機種、1世帯において1回限り			同一住宅で1回、同一の申請において2点を限度			申請時点で市内に1年以上居住、同一住宅に1機器			同一の住宅につき1回、対象機器のうちいずれか1件		
年度	21年度	20年度	19年度	21年度	20年度	19年度	21年度	20年度	19年度	21年度	20年度	19年度
予算	300万	400万	300万	301万円	補助無し	補助無し	300万	補助無し	補助無し	400万	補助無し	補助無し
実績(21年度は受付状況)	第2期募集・エコキュート・エコウィルは受付終了。エコジョーズは受付中	410万円:エコキュート60件、エコジョーズ44件、エコウィル0件	300万:エコキュートのみ	エコキュート20件、エコジョーズ7件、エコウィル1件、エネファーム0件、太陽光発電システム11件、太陽熱利用湯沸かし器0件、ペレットストーブ2件:受付初日2Hで終了。	/	/	エコキュート11件、エコジョーズ2件、エコウィル0件、太陽光発電システム19件、ペレットストーブ1件:先着順で1日で一杯になった。	/	/	内訳については、情報提供なし。先着順で受付初日半日で一杯になった。	/	/
財源	市の単独と国(地域住宅交付金を以前から)と21年度から都(東京都地球温暖化対策等推進のための区市町村補助金を利用)			都から全予算の2分の1(東京都地球温暖化対策等推進のための区市町村補助金を利用)			市の単独			太陽光システムについては、みどり東京温暖化防止プロジェクトに申請中。それ以外については都の地球温暖化対策等推進のための区市町村補助金を利用		
その他	太陽エネルギー機器の補助は検討中						予算額が担当の希望額確保できず、苦慮。初日は早朝より並ぶ方がおり、7時に整理券配布。			初日は早朝より並ぶ方がいた。		

武蔵村山市は制度制定未定。羽村市は太陽エネルギーの補助について検討中。日の出町は検討中。

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	第 6 8 回国民体育大会瑞穂町実行委員会補助金
担当部署	教育部 社会教育課 社会体育係
担当者名	村野
補助対象	第 6 8 回国民体育大会瑞穂町実行委員会 構成員数：6 3 名（予定） 設立年月日：平成 2 2 年 7 月以降設立予定
規約等	第 6 8 回国民体育大会瑞穂町実行委員会補助金交付要綱（案）
事業概要	平成 2 5 年 9 月から 1 0 月にかけて、第 6 8 回国民体育大会が東京都で開催される予定であり、瑞穂町ではソフトボール少年男子競技の実施を予定しています。 大会に向けた準備作業を効率的かつ効果的に行うため、第 6 8 回国民体育大会瑞穂町実行委員会を設置し、その実行委員会に対して、大会の開催に伴う経費（消耗品、印刷製本費、視察旅費等）を補助します。
経緯	この競技会を成功させるために、町、都及び関係機関・団体が緊密な連携のもとに、開催準備に取り組む必要があるため、平成 2 1 年 8 月に瑞穂町準備委員会設立発起人会を立ち上げ、1 1 月に瑞穂町準備委員会設立総会・第 1 回総会を開催しました。 平成 2 2 年 7 月に東京都から、開催する旨の正式発表があります。正式発表の後に、東京都及び各実施区市町村において実行委員会を設置することになります。 なお、大会開催の 3 年前に、各実施区市町村において実行委員会を設立することは、国体開催の必須事項となっています。
事業目標	実行委員会では、平成 2 4 年に実施するリハーサル大会（全日本総合女子ソフトボール選手権大会）を含め、東京国体の準備に関する会議及び先進県の視察などの事務を行うとともに、啓発活動を行い、機運を高めていきます。 なお、実行委員会では、町からの補助金により独自の予算執行を行っていきます。これは、予算を単独とすることで、会計報告、事業報告等の事務作業も円滑に行うことができること、また、企業等からの賛助金を受け入れやすくするためです。
収支管理体制	教育部社会教育課が事務局として収支の管理を行います。
その他	近隣市町村の状況 ・羽村市、福生市は平成 2 2 年度に補助金の予算を計上します。

第 6 8 回国民体育大会瑞穂町実行委員会補助金交付要綱（案）

〔平成 年 月 日〕
〔告示第 号〕

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、第 6 8 回国民体育大会の開催に当たり、第 6 8 回国民体育大会瑞穂町実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第 2 条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第 6 8 回国民体育大会の開催に係るものとする。

（補助金の額）

第 3 条 補助金の額は、予算の範囲内において町長が定める。

（補助金の交付申請）

第 4 条 実行委員会は、補助金の交付を受けようとするときは、第 6 8 回国民体育大会瑞穂町実行委員会補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「補助金交付申請書」という。）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（ 1 ）事業計画書

（ 2 ）収支予算書

（ 3 ）前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定及び通知）

第 5 条 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、補助金交付申請書及び関係書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、速

やかに交付の決定をするものとする。

2 町長は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

3 町長は、前2項の決定をしたときは、実行委員会に対し第68回国民体育大会瑞穂町実行委員会補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。
（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則（平成18年規則第11号）の定めるところによる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

瑞穂町長 へ

第68回国民体育大会
瑞穂町実行委員会会長

年度第68回国民体育大会瑞穂町実行委員会
補助金交付申請書

第68回国民体育大会開催に要する経費について、補助金を交付されるよう、関係資料を添えて次のとおり申請します。

1 申請金額 円

2 交付希望日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画
- (2) 収支予算書
- (3) その他

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

第68回国民体育大会
瑞穂町実行委員会会長 様

瑞穂町長 印

年度第68回国民体育大会瑞穂町実行委員会
補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった
第68回国民体育大会瑞穂町実行委員会補助金を、次の
とおり交付します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付予定日 年 月 日
- 3 補助金の交付に付す条件

この通知の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、この通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができます。

申請の撤回があったときは、この申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなされます。

様式

補助金等の創設に係る報告

補助金等名称	通所サービス等利用促進事業補助金												
担当部署	福祉保健部 福祉課 障害福祉係												
担当者名	福島												
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・通所サービス事業所 本事業の補助金申請時における直近 1 か月間の利用者送迎実績が、3 回以上あること。 1 回の送迎に平均 10 人以上が利用し、週 3 回以上の送迎を実施していること。 ・短期入所事業所 短期入所利用者に対し、居宅と短期入所事業所との間の送迎を行った場合 対象となる町内の事業所...そうせい学苑（社会福祉法人コロロ学舎） 												
規約等	瑞穂町通所サービス利用促進事業補助金交付要綱（一部改正）												
目的	<p>障害者自立支援法の施行に伴う激変緩和と新たな事業に直ちに移行できない事業者の経過的な支援等、新法への円滑な移行促進を図るため、特別対策事業として実施するものです。</p> <p>また、市町村が実施主体となり、障がい者及び障がい児が自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう支援することを目的とします。</p>												
補助の必要性	<p>障害者自立支援法による制度改正の激変緩和措置の一環として、新体系の日中活動事業所、短期入所事業所及び旧体系の通所施設における送迎サービスの実施を促進するとともに、送迎サービスを利用する方の負担を軽減します。</p>												
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・通所サービス事業所 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">平均利用者数</th> <th style="text-align: left;">上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10 人以上</td> <td>300 万円</td> </tr> <tr> <td>7 人～9 人</td> <td>240 万円</td> </tr> <tr> <td>4 人～6 人</td> <td>180 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の金額と現に送迎に要する費用のいずれか少ない金額</p> ・短期入所事業所 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">利用者数</th> <th style="text-align: left;">基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人</td> <td>1,860 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準額は、送迎の片道 1 回あたりの額</p> 	平均利用者数	上限額	10 人以上	300 万円	7 人～9 人	240 万円	4 人～6 人	180 万円	利用者数	基準額	1 人	1,860 円
平均利用者数	上限額												
10 人以上	300 万円												
7 人～9 人	240 万円												
4 人～6 人	180 万円												
利用者数	基準額												
1 人	1,860 円												

補助割合

国が 1 / 2、都が 1 / 4、町が 1 / 4 を負担して交付します。

実施期間

当初予定されていた、平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの 2 年間から、平成 24 年 3 月 31 日までの 5 年間に延長されました。

瑞穂町通所サービス利用促進事業補助金交付要綱

平成 20 年 2 月 29 日
告示第 47 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）による制度改正の激変緩和の措置の一環として、法に基づく通所サービスの利用の促進を図るため、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減措置を講じることにより、利用者が通所サービスを円滑に利用できるようにすることを目的とする。

(補助対象事業)

第 2 条 この補助金の交付対象となる事業は、次のいずれにも該当する事業所が当該事業所において行う通所サービスを利用させるため、利用者の送迎を行う事業とする。

(1) 次のいずれかに該当するサービスを行う事業所であること。

ア 法第 5 条第 6 項の生活介護、同条第 13 項の自立訓練、同条第 14 項の就労移行支援及び同条第 15 項に規定する就労継続支援又は障害者支援施設

イ 旧身体障害者通所授産施設（身体障害者小規模通所授産施設を除く。）、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設（知的障害者小規模通所授産施設を除く。）又は各入所施設の通所部

(2) 1 回の送迎の利用人数が平均 4 人以上で、かつ週 3 日以上送迎を実施している事業所

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、別表第 1 に掲げる対象経費に該当する経費を合算した額とする。この場合において、当該補助金の額は 1 事業所又は 1 施設につき別表第 2 平均利用者数の欄の区分に応じ、同表上限額の欄に定める額を超えることができない。

(補助金の申請等)

第 4 条 この要綱に基づく補助金の交付手続については、瑞穂町補

助金等交付規則（平成18年規則第11号）に定めるところによる。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

（失効）

- 2 この告示は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の申請等に関する第4条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則（平成21年3月10日告示第51号）

この告示は、告示の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

対象経費	対象経費の内容
<p>人件費 （運行に係る人件費）</p>	<p>送迎用自動車の運転手及び添乗者の報酬、給料、職員諸手当、共済費、賃金等 （備考） 1 運転時間及び送迎用自動車の運行用務に係る部分を対象とする。運転手の勤務時間が1日のうちに他の業務を一定時間担当しているときは、その他の業務に係る人件費相当分は対象としない。 2 自立支援給付費等の支給を受ける者が従業者として送迎の業務に従事する場合で、当該従業者に係る人件費相当分を計上する場合は、支援業務等と運転業務とに明確に分けて整理されているときに限る。</p>
<p>修繕費等 （運行諸経費、維持経費及びその他経費）</p>	<p>送迎用自動車の修繕、検査及び点検時の取替修理部品（タイヤ含む。）等消耗品費、修繕技術料、点検手数料、自動車検査費用、公課費、自動車賠償責任保険保険料、任意自動車保険料、その他車両維持管理に要する費用等 （備考） 燃料費、自動車取得費用及び自動車の減価償却費は除く。</p>
<p>借上料及び委託料 （運行委託料）</p>	<p>送迎用自動車借上料及び送迎業務委託費</p>

別表第2（第3条関係）

平均利用者数	上限額
10人以上	300万円
7から9人まで	240万円
4から6人まで	180万円

瑞穂町通所サービス利用促進事業補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)による制度改正の激変緩和の措置の一環として、法に基づく<u>通所サービス及び短期入所</u>(以下「<u>通所サービス等</u>」という。)の利用の促進を図るため、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減措置を講じることにより、利用者が<u>通所サービス等</u>を円滑に利用できるようにすることを目的とする。</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第2条 この補助金の交付対象となる事業は、<u>第1号及び第2号又は第3号に該当する事業所が当該事業所において行う通所サービス等</u>を利用させるため、利用者の送迎を行う事業とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ <u>法第5条第8項に規定する短期入所</u></p> <p>(2) 1回の送迎の利用人数が平均4人以上で、かつ週3日以上送迎を実施している<u>事業所(短期入所を除く。)</u></p> <p>(3) <u>短期入所の利用者に対し、居宅と事業所との間の送迎を実施している事業所であること。</u></p> <p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の額は、別表第1に掲げる対象経費に該当する経費を合算した額とする。この場合において、当該補助金の額は1事業所又は1施設につき別表第2平均利用者数の欄又は利用者数の欄の区分に応じ、同表上限額の欄又は基準額の欄に定める額を超えない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)による制度改正の激変緩和の措置の一環として、法に基づく<u>通所サービスの利用</u>の促進を図るため、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減措置を講じることにより、利用者が<u>通所サービス</u>を円滑に利用できることを目的とする。</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第2条 この補助金の交付対象となる事業は、次の<u>いずれにも該当する事業所が当該事業所において行う通所サービス</u>を利用させるため、利用者の送迎を行う事業とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(2) 1回の送迎の利用人数が平均4人以上で、かつ週3日以上送迎を実施している<u>事業所</u></p> <p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の額は、別表第1に掲げる対象経費に該当する経費を合算した額とする。この場合において、当該補助金の額は1事業所又は1施設につき別表第2平均利用者数の欄の区分に応じ、同表上限額の欄に定める額を超えない。</p>
第4条 略	第4条 略

附 則

この告示は、告示の日から施行し、改正後の瑞穂町通所サービス利用促進事業補助金交付要綱の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1 略

別表第 2 (第 3 条関係)

第 2 条第 1 号ア及びイに該当するサービスを行う事業所

平均利用者数	上限額
10 人以上	300 万円
7 から 9 人まで	240 万円
4 から 6 人まで	180 万円

第 2 条第 1 号ウに該当するサービスを行う事業所

利用者数	基準額
1 人	1,860 円

備考 基準額は、送迎の片道 1 回当たりの額とする。

別表第 1 略

別表第 2 (第 3 条関係)

平均利用者数	上限額
10 人以上	300 万円
7 から 9 人まで	240 万円
4 から 6 人まで	180 万円

様式

補助金等の創設に係る報告

補助金等名称	新事業移行促進事業補助金															
担当部署	福祉保健部 福祉課 障害福祉係															
担当者名	福島															
補助対象	<p>・ 特定旧法指定施設で下記の新体系事業所に移行した施設 生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型） 施設入所支援</p> <p>対象となる事業所...青梅学園（青梅市）</p>															
規約等	新事業移行促進事業補助金交付要綱（作成中）															
目的	<p>この補助金の目的は、障害者自立支援法の施行に伴う激変緩和と新たな事業に直ちに移行できない事業者の経過的な支援等、新法への円滑な移行促進を図るため、特別対策事業として実施するものです。</p> <p>また、市町村が実施主体となり、障がい者及び障がい児が自立した日常生活、または、社会生活を営むことができるよう支援することを目的とします。</p>															
補助の必要性	<p>障害者自立支援法による制度改正の激変緩和措置の一環として、新体系への移行に伴うコストの増加等に対応できるよう、移行した新体系事業所に一定の助成を行うことにより、旧体系施設から新体系への移行を促進します。</p>															
補助金額	<p>対象事業区分毎に、移行した当該1か月に限り、各年度において定める額</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 障害者支援施設において行われるものを含む。</td> <td>平成21年度</td> <td>1人につき6,000円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>1人につき5,700円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>1人につき5,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">施設入所支援</td> <td>平成21年度</td> <td>1人につき5,000円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>1人につき4,750円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>1人につき4,500円</td> </tr> </table>		生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 障害者支援施設において行われるものを含む。	平成21年度	1人につき6,000円	平成22年度	1人につき5,700円	平成23年度	1人につき5,400円	施設入所支援	平成21年度	1人につき5,000円	平成22年度	1人につき4,750円	平成23年度	1人につき4,500円
生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 障害者支援施設において行われるものを含む。	平成21年度	1人につき6,000円														
	平成22年度	1人につき5,700円														
	平成23年度	1人につき5,400円														
施設入所支援	平成21年度	1人につき5,000円														
	平成22年度	1人につき4,750円														
	平成23年度	1人につき4,500円														

補助割合

国が 1 / 2、都が 1 / 4、町が 1 / 4 を負担して交付します。

実施期間

平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までの 3 年間です。